3. 荒川の維持・管理の考え方

「荒川将来像計画地区計画書(平成8年)」の実現に際しては、沿川市区民と沿川自治体による2市7区荒川市民会議が開催され、これをとおして各市区の荒川のあるべき姿が議論されてきました。

今後も荒川をより身近な川として親しみ、みんなで育んでいくことが大切です。このため、 今後とも沿川市区民と沿川自治体・国との協働による計画の推進がますます重要です。

以上を受け第3章では、沿川市区民と沿川自治体や国のなすべき役割分担を明らかにする とともに、今後、荒川をどのように維持・管理するかを明らかにします。

3.1 基本的な考え方

3.1.1 管理計画策定の背景

河川敷は「荒川将来像計画地区計画書(平成8年)」に基づき整備が進められています。 河川敷はグラウンドや緑地・公園等として利用され、市民に親しまれている場所や、自然 地として動植物の貴重な生息・生育の場となっている場所も多く、今後はこれらの河川敷・ 水辺を利用や環境、防災等に配慮して適性に管理していくことが一層重要となっています。

またこれからの川づくり計画は、単に創るためだけのものではなく、荒川を守り育ててゆく計画としても機能することが大切です。このため沿川自治体や河川管理者だけでなく、荒川を利用する市民の方々との協働により荒川を守り育てる体制づくりを行っていくことが重要です。

3.1.2 管理上の課題

現在の荒川下流部の河川敷は、干潟、草地、池や水路などの湿地等の自然地と、グラウンド、緑地・公園等の利用地に大別されます。

自然地では、維持管理が十分に行き届いていない箇所もあり、生物多様性の観点から外来 種の侵入などによる生物種数の減少が懸念されています。また洪水時の漂着ゴミの放置や不 法居住、ゴミの不法投棄などの問題も指摘され、良好な自然環境が形成されないことが課題 となっています。

利用地としてのグラウンドや緑地・公園等では、河川敷のマナーが守られず、禁止区域でのゴルフ練習や自転車の高速走行による歩行者との接触事故、ゴミの不法投棄等の迷惑行為・危険行為等の増加が課題となっています。

3.1.3 管理計画の手法

市民に様々に使われている荒川を維持するには、「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」「維持管理水準を維持するために実施するべき対策」及び「快適な利用の提供」の3つの目的からの維持管理が必要です。

「河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等」としては、治水機能の確保のための基本データの収集を行うとともに、河川区域における利用や環境にかかる変状の発見、河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水後の河道の状況把握などが必要となります。

「維持管理水準を維持するために実施するべき対策」としては、除草等の維持管理作業をはじめ、維持管理目標を満足するために実施すべき対策、河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応が必要となります。

「快適な利用の提供」としては、河川利用者の安全確保点検などの河川区域における利用や環境にかかる変状の発見や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などが必要となります。

3.2 行政と市民の役割

市民と行政が連携した管理を推進するためには、管理者と市民活動の役割分担を明確化し、 市民が取り組む活動を継続的かつ効果的・効率的に進めることができる「市民活動と行政の連 携の仕組みづくり」を構築することが必要となります。

このため国は河川管理者として、荒川下流部全体を見渡した視点から治水安全性の確保、利水、河川環境の保全のための取り組みを行います。

市は河川敷を利用する市民への行政サービスやまちづくりの一環としての視点から、占用地を中心に取り組みを行います。

利用者は公共空間である荒川河川敷において、ゴミを捨てない、利用マナーを守るという適切な利用に努め、また、行政と共に活動主体や参加者となり、よりよい水辺空間を作っていく役割を担います。

3.2.1 国土交通省(河川管理者)が行う維持管理

荒川の下流部において、災害に対する安全安心を確保し、自然豊かな水辺空間の再生と適正な河川利用を推進するため、以下の維持管理の取り組みを行っていきます。

河川の状態を把握するため、基礎データの定期的な蓄積として必要な測量、河道状況の把握、 河川空間の利用に関する情報収集、日常的な河道・堤防等の巡視・点検、モニタリング、出水 後の河道の状況把握などを行います。

また、維持管理水準を維持するために実施するべき対策としては、堤防除草、高水敷除草や 集草等の維持管理作業をはじめ、河川構造物・施設等の修繕、地震や災害等の対応のためのソ フト的項目及び対応に取り組んでいきます。

さらに、快適な利用の提供としては、護岸、坂路、散策路、などの施設に対する安全確保点 検や、河川区域等における快適な利用のためのルールづくり、情報提供、各種施設の整備、管理などを図ります。

3.2.2 川口市が行う維持管理

川口市は、荒川河川敷の占用区域の維持管理を担当しています。占用区域の用途としては、 大別して自然地とグラウンド等の2つになり、それぞれ、通年で管理を行います。維持管理に ついては、市民、国、市が協働で進めていきます。

3.2.3 市民が行う維持管理

市民が行う維持管理は、動植物調査等による情報提供、クリーン活動の実施、「川の通信簿」の参加、不法行為の通報など、河川の状況を把握するための情報提供や、河川の維持管理水準を維持するために必要な活動が期待されます。

また、ワンド・ビオトープ等の管理や自然観察会等の実施等により、河川敷を活用した快適な利用の促進が期待されます。

国、川口市及び市民の役割分担は概ね以下のようになります。

表 4 維持管理の役割分担

管理の手法		管理の主体	
※治水のための管理項目	国	川口市	
河川の状態を把握するための調査・巡視・定期点検等			
○基本データ収集(測量)			
縦横断測量、平面測量(航空写真測量)、斜め写真撮影※	0		
○基本データ収集(河道状況把握)			
生き物の情報収集(鳥類の繁殖場調査、魚類・植物・両生類・爬虫類・哺乳類・陸上昆虫 類調査、河川環境情報図の更新)	0		0
河川空間利用実態調査	0		
河川空間評価「川の通信簿」(国交省事業)の実施	0		0
外来種対策	0	0	0
水面利用の監視※	0		
○基本データ収集(水文調査)			
水位・水質観測※	0		
○河川区域等における不法行為の発見			
ホームレス等の不法行為・不法占用・不法工作物の監視※	0	0	
〇日常的な河道・堤防等の巡視・点検・モニタリング		Ü	
日常的な河川巡視、堤防・護岸等の変状箇所における継続的モニタリング※	0		
維持管理水準を維持するために実施するべき対策	0		
○河川敷の清掃管理			
クリーンエイドの実施、ごみ・廃棄物の投棄監視、種類の集計	0	0	0
河川区域内の占用施設のごみ処理、清掃)	0	0
〇河川敷の植物管理		Ü)
高水敷の占用施設の除草、除草後の集草		0	
池・ワンド・ビオトープ、園地等の植物管理		0	0
〇河川敷の施設管理		Ü)
トイレ、遊具、ベンチ、園路、運動施設等の施設点検・修繕		0	
遊具の安全管理		0	
バリアフリー対策の実施	0	0	
連携による池・ワンド・ビオトープ、自然地の管理(植物管理)	0	0	0
○維持管理目標を満足するために実施すべき対策		Ü)
河川構造物の修繕※	0		
〇河川の維持管理に必要なソフト的項目及び対応	0		
住民(消防団)、自治体、国の連携した出水前・出水時の対応※	0	0	0
渇水時・水質事故時の対応※	0)
地震時の対応(緊急用河川敷道路、防災船着場の運用実施内容・方法、河川敷に避難した 住民対応、津波情報発令時の河川管理者対応)	0	0	
	0	0	
その他(火災、テロ等の発生後、情報提供後の対応) 快適な利用の提供	<u> </u>		
○河川利用施設及び許可工作物の維持の確認河川利用者の安全確保点検(護岸、坂路、散策路、手すり、天端道路)	0	0	
	<u> </u>	U	
○河川区域等における快適な利用 利用情報(意向調査、苦情・要望、モニター等)の収集・提供	0	0	0
)		0
イベント、プログラムの実施(荒川の自然を使った工芸作品づくり、水辺の楽校等での自 然観察会等)		0	0
防災施設の平常時利用(防災船着場、緊急用河川敷道路等の活用)	0		
〇利用指導			
荒川下流河川敷利用ルールの適正運用、周知	0	0	

3.3 河川敷の管理計画

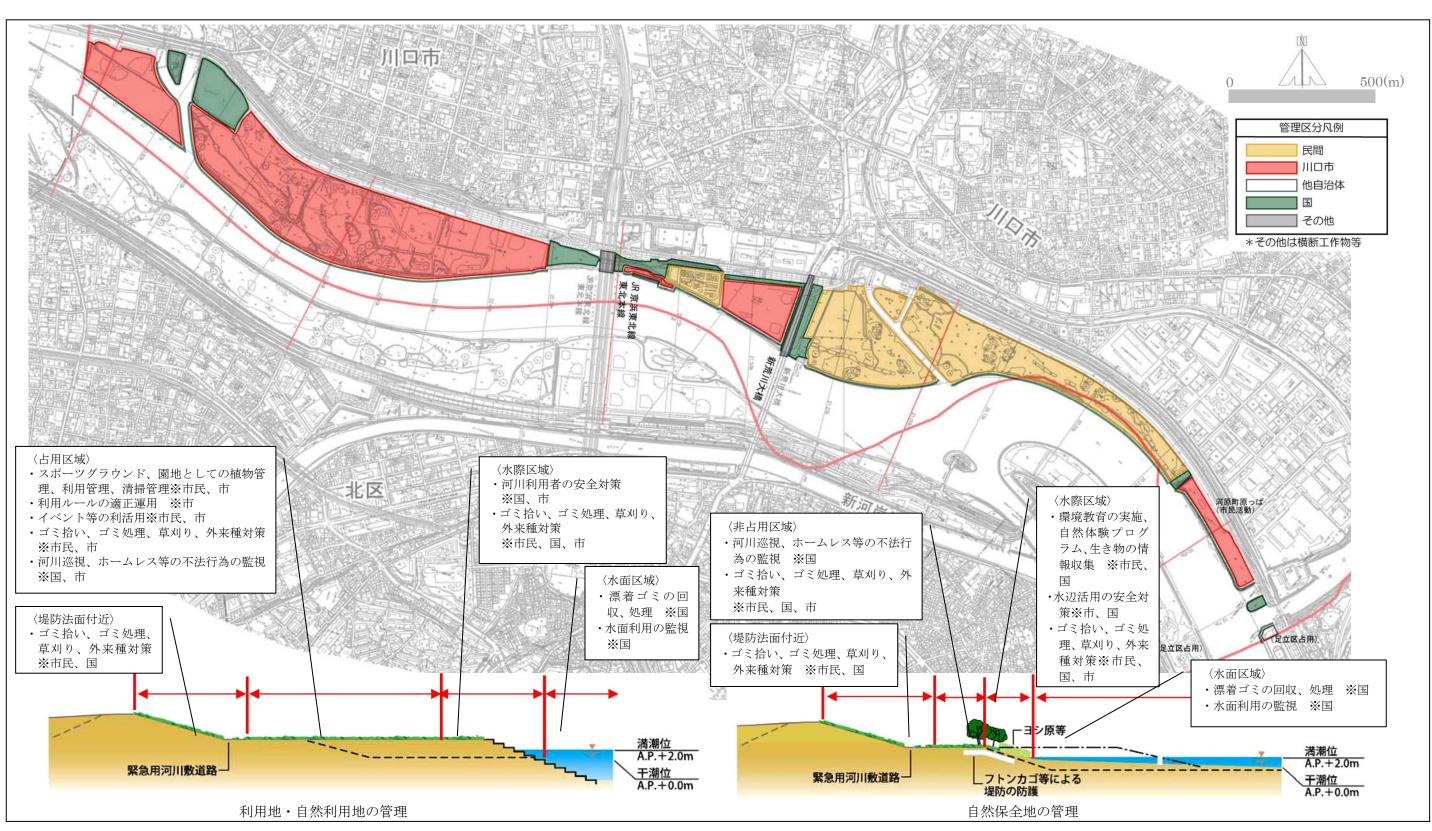


図 13 川口市河川敷管理区分図

3.4 自らできる川づくり支援の仕組み

荒川では様々な市民による河川敷の管理への参加が拡大しており、今後はボランティアをはじめ荒川を利用する市民の方々との協働により、荒川を守り育てることが重要となっています。

このため、行政と市民の連携のもと、将来に渡り継続的・発展的に荒川の維持管理を進められる市民活動への支援を推進する必要があります。

川口市では、自らできる川づくり支援のメニューを表 5 のとおりとし、国とともに取り組んでいきます。

No.	取り組み	内容	担当部署
1	川口 ARAKAWA フォーラ ムの運営	会議の場で、市民が荒川のあるべき姿について討議するため円滑な運営を行う。	国:荒川下流河川事務所調査課 川口市:都市計画部公園課
2	市民活動の場の提供	知水資料館の3階を開放して、活動の場を提供する。	国:荒川下流河川事務所
3	行政と市民の連携窓口のPR	行政と市民がスムーズな連携を 行っていくため、行政側の連携や 相談の窓口をPR する。	川口市:建設部建設管理課

表 5 自らできる川づくり支援の取り組み内容の一例



写真 川口 ARAKAWA フォーラム

4. 計画の実施に向けて

地区別計画は、各地区における概ね 10 年後の姿を示しています。今後は、その実現に向け、 着実な推進をしていくことが必要です。このため、推進に際しては計画の着実な実行、社会情勢 の変化に伴う新たな対応や課題解決のための計画の見直し・改善等により、計画について再確認 しつつ活動につなげていく体制づくりが大切です。

以上を受け第4章では、今後も地域とともに地区別計画を推進していける仕組みと計画変更プロセスを示します。

4.1 推進の仕組み

これまで荒川将来像計画は、荒川市民会議の議論を踏まえて、沿川自治体の協力の下「荒川の将来を考える協議会」によって計画の推進を図ってきました。今後も地域との協働により地区別計画を推進していくことが重要です。

このため、荒川市民会議や「荒川の将来を考える協議会」において、計画の評価システムとしてのPDCAサイクルを導入し、計画を確認し、議論を重ねながら活動を実施していきます。

内容の確認等をとおして、ブロックの土地利用計画や川づくり支援の取り組みについて変更の 必要性が生じた場合は、課題等の分析を行い、必要に応じて見直しを行っていきます。

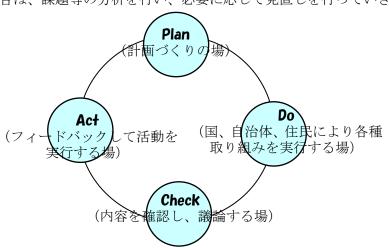


図14 PDCAサイクルによる地区別計画の推進

4.2 計画の変更プロセス

地区別計画の策定後、変更の必要性が認められる場合は、荒川市民会議等の地域住民の意見聴取を行いながら作成していき、当計画の変更に当たっては、国や隣接する自治体と調整の上で、「荒川の将来を考える協議会」で承認を得た後、変更することとします。

4.3 計画書の周知

本地区別計画を市区民と行政の連携のもと推進するためには、本地区別計画を市区民に周知していく必要があります。このため、「荒川将来像計画 2010 地区別計画」の説明会の開催や市区での意見募集、市区の懇談会・タウンミーティング等での議題提供、荒川知水資料館での企画展示等による周知を推進します。

■問合せ先■

荒川の将来を考える協議会 事務局

川口市 都市計画部 公園課 TEL 048-258-1110

国土交通省 荒川下流河川事務所 調査課 TEL03-3902-2311 (代表)